

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第5日（令和3年9月29日）

議事日程（第5号）	99
日程第1 議案第59号	宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… 102
日程第2 議案第60号	宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… 102
日程第3 議案第61号	宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… 102
日程第4 議案第49号	宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 102
日程第5 議案第50号	宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 102
日程第6 議案第51号	宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて… 102
日程第7 議案第52号	財産の取得について…………… 105
日程第8 議案第48号	宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 106
日程第9 議案第53号	令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について…………… 108
日程第10 議案第54号	令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について…………… 108
日程第11 議案第55号	令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について…………… 108
日程第12 議案第56号	令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…………… 108
日程第13 議案第57号	令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定について 108

日程第14	議案第58号	令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について……………	108
日程第15	意見書第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の 充実を求める意見書（案）について……………	117
日程第16	閉会中の継続調査の申し出について……………		119

令和3年第3回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和3年9月29日

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第59号 | 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第2 | 議案第60号 | 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第3 | 議案第61号 | 宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第4 | 議案第49号 | 宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第5 | 議案第50号 | 宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第6 | 議案第51号 | 宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第7 | 議案第52号 | 財産の取得について |
| 日程第8 | 議案第48号 | 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第9 | 議案第53号 | 令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第15 | 意見書第1号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)について |
| 日程第16 | | 閉会中の継続調査の申し出について |

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷 信夫 君
副町 長	山下 康之 君
教 育 長	奥村 博已 君
都市整備政策監	星野 欽也 君
総務担当理事	奥谷 明 君
健康福祉担当理事	黒川 剛 君
建設事業担当理事	垣内 清文 君
教 育 次 長	野田 泰生 君
総 務 課 長	青山 公紀 君
企画財政課長	村山 和弘 君
税 住 民 課 長	廣島 照美 君
健康対策課長	立原 信子 君
子育て支援課長	岩井 直子 君

建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	清水清君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
学校教育課長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第59号～議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1から日程第3まで、議案第59号から議案第61号までの3議案を一括議題といたします。

既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第59号から議案第61号まで、宇治田原町固定資産評価審査委員会委員の選任についての3議案を一括して採決をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

これより議案第59号から議案第61号までの一括採決をいたします。原案に賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第59号から議案第61号までは原案どおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第49号～議案第51号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第4から日程第6まで、議案第49号から議案第51号までの3議案を一括議題といたします。

3議案については、9月6日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますこ

とから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、藤本英樹委員長。

○総務建設常任委員会委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました3議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

次に、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、マイナンバーカードの再交付の仕組み、手数料の徴収方法、カードの有効期限等についてはどうなるのかとの質疑があり、再交付については、本人が紛失した等の場合に再交付手数料800円を徴収するが、天災等本人の責めによらない場合は無料となっている。再交付手数料は町が徴収し、歳入歳出外現金として管理後、J-LISに納入することになる。カードの有効期限は年齢により異なり、20歳以上は発行日から10回目の誕生日で更新、20歳未満は発行日から5回目の誕生日で更新となり、J-LISから通知が送付され、更新時の発行手数料は無料となっているとの答弁があったところです。

次に、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第49号、宇治田原町個人情報保護条例及び宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及

び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第49号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○4番(山本 精) ただいま議題となっております議案第50号、宇治田原町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

そもそもマイナンバーカードというのは、国民の情報を国が集めて、セキュリティーについても十分な保障もない中で、今後さらにどんどんとひもづけ等が広がっていく可能性も指摘されています。その一環として、健康保険証として使えることとなりますが、医療機関の設備が追いついていません。新型コロナで医療機関が大変なときに新たな負担を強いるようなことはやめて、これは中止するべきだと考えています。

今回の手数料の件についても、住民にとって無料となるわけでもなく、役場が一旦預かって、それをJ-LISに渡すなど、役場にとって手間なことが増えることとなります。さらには、歳入歳出以外の現金を預かるという、間違いや不正のもとになるようなことは避けるべきであるということから、反対とします。

○議長(谷口 整) これにて討論を終わります。

これより議案第50号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第51号、宇治田原町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第51号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 日程第7、議案第52号を議題といたします。

本案につきましては、9月6日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山内実貴子委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(山内実貴子) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会に付託されました1議案につきまして、委員長報告を申し上げます。

議案第52号、財産の取得については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、耐用年数が経過していない既存電子黒板の台数とその処分方法は、どのように考えているのかとの質疑があり、平成25年度に維孝館中学校に導入した11台は、まだ10年を経過していないため、田原小学校、宇治田原小学校、維孝館中学校のそれぞれの特別教室等に設置したいと考えているとの答弁があったところです。

また、プロポーザル方式に参加した4事業者の中で、今回契約予定の事業者の提案内容と価格はどうだったのかとの質疑があり、株式会社内田洋行ITソリューションズ関西支店は、価格的にも一番最低価格で、かつ、その他の評価基準においても最高点数の評価であったとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第52号、財産の取得についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第52号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第8、議案第48号を議題といたします。

本案につきましては、9月6日の会議で重大事件等調査特別委員会に付託を行っておりますことから、重大事件等調査特別委員会委員長の報告を求めます。重大事件等調査特別委員会、浅田晃弘委員長。

○重大事件等調査特別委員会委員長（浅田晃弘） 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてにつきましては、賛成多数で可決すべきものと決しました。

反対意見といたしましては、自戒の額等が不足であるというような反対意見がございましたが、先ほど申しましたように、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました議案について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番（今西利行） ただいま議題となっております議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

今回の重大事件を受け、給料の一部を減額する自戒を提案されたその姿勢については評価いたしますが、逮捕された町幹部職員を特命担当として町の重要な事業に当たらせてきた任命責任、そして管理監督責任は大変重いものがあります。さらには、今回の事件に関して外部からの告発があつたにもかかわらず、徹底的な調査が行われず、結果として不正を見逃した責任は重大だと考えます。

今回の減額は、その重大な責任に見合った額とは言えず、最低でも任期中、50%以上の削減をすべきであると考えます。この程度では、到底住民の信頼回復にはつながらないということを指摘し、反対いたします。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） 議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、賛成の立場から討論いたします。

昨年12月に本町元職員が逮捕・起訴され、その後、有罪判決を受けた重大事件に関し、宇治田原町議会重大事件等調査特別委員会を設置し、再発防止に係る報告書を町長に提出いたしました。

報告書に記載されているとおり、職員を任命し、管理監督する立場である特別職としての責任を重く受け止め、給料の一部を減額する自戒措置を提案されたことを評価しているにもかかわらず、反対討論は、報告書の内容と矛盾しており、また、反対討論されるのであれば対案を示すべきであり、到底理解することはできません。

自戒措置につきましても、過去の同様の事件と比較して今回の事件の重大性を踏まえ、相当の処置を講じられていることから、本議案については賛成いたします。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第48号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第53号～議案第58号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第9から日程第14まで、議案第53号から議案第58号までの6議案を一括議題といたします。

6議案につきましては、9月6日の会議で決算特別委員会に付託を行っておりますことから、決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会、浅田晃弘委員長。

○決算特別委員会委員長（浅田晃弘） それでは、決算特別委員会より審査報告をいたします。

本委員会に付託された6議案について、順次審査報告を申し上げます。

去る9月17日、21日の両日、午前10時から決算特別委員会を開会し、令和2年度一般会計歳入歳出決算から審査を行いました。最初は、総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分、次に福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分、次に建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分、次に教育委員会所管分、そして各所管に併せて各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の個別審査を行いました。

また、9月22日午前10時に再開し、現地審査に入り、保育所体づくりデ茶レンジャー育成事業費、総合文化センター改修事業費、宇治田原山手線整備事業費（緑苑坂以北）の3カ所の現地審査を実施いたしました。

そして、9月24日午前10時から総括審査に移り、それぞれの議案について討論、採決を行い、決算特別委員会を閉会したところでございます。

まず、総括審査の質疑といたしましては、実質単年度収支の黒字化見通しについて、コロナ禍による影響で事業・行事の中止や縮小があったにも関わらず、実質単年度収支が9年連続の赤字となった。コロナ禍の影響がなく予定どおり事業を実施していれば、もっと赤字が増えた可能性もあり、次年度以降の式典・イベント事業等の見直しの考え方、歳出削減についての考えはどの質疑があり、健全な財政運営を図る上で、実質単年度収支の黒字化を目指すことの重要性は認識しているが、コロナ禍における社会経済情勢を鑑みると、今後の税収入の増加は厳しいものと予想される。次年度以降、新型コロナウイルスの影響により中止や縮小した各種事業については、ウィズコロナ時代

におけるイベントの開催の在り方等について検討していくとともに、歳出削減については、引き続き第6次行政改革大綱に基づく、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の選択と集中の徹底や歳入増を図る取組を行い、持続可能な健全財政運営に努めたいとの答弁があったところです。

また、行財政改革と山手線整備等について、庁舎から先の山手線1.8キロメートルの整備には約5億円の町負担が見込まれ、本町の財政状況では非常に厳しい負担となることから、大胆な行財政改革の推進と企業版ふるさと納税による新たな財源確保が必要ではないかとの質疑があり、歳出では私自身が先頭に立ち、大胆な聖域なき改革を断行するという強い決意のもと、自発的に効果的で優先順位に基づいた事業の取捨選択を積極的に行い、自主性と継続性のある行財政運営に取り組んでいきたい。企業版ふるさと納税については、地方創生の取組を進めていく上で、本町の事業に対し、民間企業が賛同し応援をしていただくことは、財源確保の面からも大変有益であり、工業団地管理組合に山手線対策特別委員会を設置いただいたことに非常に感謝しており、これに対応した基金の創設準備や制度の周知を行うとともに、賛同いただける企業との調整や営業活動を積極的に行いたいとの答弁があったところです。

総括質疑は、以上でございます。

それでは、ただいま議題になっております議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、当委員会に付託され審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定しました。

それでは、主な質疑についてのご報告を申し上げます。

総務課、企画財政課、税住民課、会計課、議会事務局所管分では、経常収支比率について、前年度から3.2ポイント改善されているが、この現状をどう分析し、次年度以降の見通しについてはとの質疑があり、経常収入、経常支出ともに増加したが、収入、特に普通交付税が約1億5,000万円程度増加したため数値が改善したと考えている。交付税の増加要因は、基準財政需要額において、幼児教育・保育の無償化に伴う地方負担分や地域社会再生事業費等の新たな項目が増えたものであり、この項目は、次年度以降も継続されると考えているとの答弁があったところです。

また、災害時避難所物資整備事業費について、備蓄物資には食料や飲料水があり、保存期限への対応、保存期限切れ間際等の物資はどうしているのかとの質疑があり、備蓄物資等の管理は、配備一覧表を作成し計画的に更新を行っており、保存期限切れ間際の物資は、例年であれば各地区の自主防災会訓練や町訓練で活用しているが、昨年度は、

コロナ禍に伴い多くが有効活用できなかつたため、今年度から社会福祉協議会を通じて、府社会福祉協議会等が実施するフードバンクに提供し、活用していくとの答弁があったところでは。

続きまして、福祉課、健康対策課、子育て支援課所管分では、子育て支援アプリ導入事業費について、利用登録68名に対しての評価は、また、利用者の反応等はいかがかとの質疑があり、アプリは母子手帳を基本としており、妊婦時に支援を行い、0から2歳児の保護者をメインターゲットとしていることから、必要な方にはご利用いただいております、予防接種の管理や子育て支援センターの予約等、好評をいただいているとの答弁があったところでは。

さらに、使い方の周知や今後の展開についての質疑があり、子育て支援センターの情報や新たにオリジナルコンテンツの配信も検討しており、利用者の声を聴きながら進めていきたいとの答弁があったところでは。

続きまして、建設環境課、まちづくり推進課、産業観光課、上下水道課所管分では、空家等総合対策事業費について、お試し住宅に6世帯入居され、そのうち町に移住されたのは1世帯であり少ないと考えるが、その受皿となる空家バンクの現状と今後の方向性はいかがかとの質疑があり、空家バンクには延べ17件掲載し、成約が11件、解体や民間成約が5件で、現在は1件となっている。空き家は個人の所有財産であり、近隣住民であっても口出ししにくい部分があるものの、地域においても空き家は活性化の財産と認識いただき、お声がけ願うとともに、町としても周知に努めたいとの答弁があったところでは。

続きまして、教育委員会所管分では、学習用可動式端末等整備事業費について、小中学生に1人1台のタブレットを配付したが、子どもたちに対しどのような効果があり、どのような授業を行っているのかとの質疑があり、効果については、一斉学習・個別学習・協働学習の3つの分野において教育効果が期待・可能となる場所であり、タブレット端末の画面を介してお互いの意見交換や発表等、学びを深化させられるような取組を行っているとの答弁があったところでは。

一般会計での主な質疑は、以上でございます。

次に、議案第54号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についての件は、当委員会に付託され審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定しました。

主な質疑といたしましては、令和2年度の国民健康保険税値上げはどの程度であった

のかとの質疑があり、府から示された標準保険税率では全ての項目で値上げであったが、介護分、支援金分のみの値上げにとどめ、一般的な試算で1人当たり約2,200円程度の値上げとなったところであるとの答弁があったところです。

次に、議案第55号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件も、当委員会に付託され審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定しました。

主な質疑といたしましては、令和2年度の保険料はいくらの値上げとなったのか、低所得者の特例軽減はどうなったのかとの質疑があり、均等割額が4万7,890円から5万3,110円に改正となったこと等により、年金収入80万円以下の方の事例では、約6,000円程度上がっている状況である。特例軽減は、少しずつ軽減の対象率が変わり、最終的には本則にのっとって実施するものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第56号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件も、当委員会に付託され審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

主な質疑といたしましては、認知症カフェ事業費について、コロナ禍によりいろいろなカフェが部分的にしか開けない状況であったが、令和2年度の取組はどうであったのかとの質疑があり、6カ所の認知症カフェのうち、ボランティアさんが主体となる「やすらぎ」は一度も開催されておらず、その他の地区は、緊急事態宣言等の発令により年に8回から9回程度の開催であった。南地区で萩の里さんが実施されている「にりんそう」では、クラフト作り等、手先を使つての事業に取り組み、大変好評と聞いているとの答弁があったところです。

次に、議案第57号、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定についての件も、当委員会に付託され審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第58号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定についての件も、当委員会に付託され審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定しました。

主な質疑といたしましては、今後の一般会計からの繰出しについて、処理場等の起債は30年の償還が終われば一定減少するものの、その頃には施設も老朽化することから、下水道事業の起債残高と毎年の償還額を示した上で繰出しの見通しを説明すべきではとの質疑があり、施設の更新を含めた中で今後の経営を考えていくとともに、概成前の料金改定は難しいことから、公共水域の水質保全という非常に公共性の高い事業である公

共下水道事業については、節約をしながら事業に取り組み、また、今年度は経営の見直しについての検討も実施予定であるため、全体的な下水道事業の進め方を含めて取り組んでいきたいとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました6議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○4番（山本 精） ただいま議題となっております議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、不認定の立場から討論を行います。

今回の決算では、実質収支は約1億6,700万円の黒字となりましたが、実質単年度収支は9年連続の赤字となりました。経常収支比率は若干改善したようですが、新庁舎の建設事業、新市街地都市公園整備事業、新市街地連絡道路整備事業など投資的経費、普通建設事業費が増大し、実質公債費比率は5.5から6.8に悪化し、将来負担比率も前年度の110.4から122.7と増加し、今後もさらに増加が見込まれています。

また、財政調整基金は、令和2年度に約2億円近くが取り崩され、残高は約3億5,790万円となりました。

今後も歳入の大幅な増加を見込むことは困難であり、歳出についても、扶助費や山手線等の大型投資的事業に伴う公債費が増え、基金が減少することになり、非常に厳しい財政状況になります。このままでは、将来の財政負担への禍根を残すものとなってしまいます。この上に、まだまだ使える両小学校がありながら新しい小学校を建てるなど、全く無駄と言わざるを得ません。

一方で、財政が厳しいからと、これまで積み上げてきた教育・福祉施策、子育て支援策を削るなど、あってはならないと考えます。

小中学校施設の一体型については、地域からも様々な声が上がっています。財政面や防災、通学の問題など多くの課題を抱えていますが、対応策は何ら示されていません。住民合意は得られたと言われますが、説明や審議したというだけで合意を得たなどと考えておられるとすれば、「住民が主人公」にも「百万一心」にも反するのではないでし

ようか。計画については一旦白紙に戻すよう求めます。

また、高校生通学費補助の削減については、教育委員会は、保護者の皆さんには説明をして納得してもらったと答弁されましたが、私たちは様々な不満の声を聞いており、議会でも何度も取り上げてきました。それらの声には耳を貸さず、移住定住と子育て支援にさらなる頑張りを求めたまちづくり総合計画審議会の答申にも、住民アンケートで示された人口減少克服のためには子育ての負担軽減のための支援を行うとした、住民の意向にも逆行するものであります。

防災対策について、避難所への備蓄物資については改善をさせていただいておりますが、コロナ禍の中での分散避難に対応できるよう、民間施設を含め、避難所を増やすことが必要です。

また、今、農業を取り巻く課題は山積しています。中でも、有害鳥獣被害対策は大きな課題です。イノシシや鹿の防御柵については国の支援が一定広がっていますが、町としてもさらなる支援を求めます。野猿の宇治田原A群については、京都府によるGPS発信機の装着がなされ、位置情報の提供がホームページ上でされるようになりました。今後は、はぐれへの対応、地域ぐるみで追い払いができるよう、速やかに住民へ情報を提供すること、また、適正頭数にまで減らすことなど、さらなる努力を求めます。

最後に、この間の重要な施策の決定において民意が反映されていないことは見過ごせません。決定する前にしっかりと民意をつかむことが重要であり、大事なことは住民の合意を得て進めるべきです。それこそが町長がいつも言う「百万一心」につながるのではないのでしょうか。住民の皆さんが抱えるニーズ、暮らしの願いをしっかりと受け止めて、財政が厳しい中でも町が今やるべきことは何なのかを見極め、実行していくことこそ本来の自治体の姿であり、宇治田原町がその役割を十分に発揮していただくことを求めて、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論といたします。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。馬場哉議員。

○9番（馬場 哉） ただいま議題となっております議案第53号、令和2年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和2年度を振り返ると、西谷町長がまちづくりの1丁目1番地の施策として位置づけられておられる宇治田原山手線整備事業につきましては、贄田・立川地区を京都府へ、宇治田原山手北線（緑苑坂・禅定寺）を西日本高速道路株式会社へ工事施工委託を行い、着実に取り組まれました。

そして、災害発生時の防災拠点として建設されました新庁舎建設事業につきましては、令和2年度におきまして新庁舎の外構工事や保健センター・子育て支援センター棟の建設をされ、昨年7月27日に無事開庁を迎えられたことは、住民共々喜ばしい限りです。

また、新型コロナウイルス感染症が全国的に急速に蔓延し、国による緊急事態宣言もなされ、それに伴い新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が講じられ、本町においても、特別定額給付金事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業、高収益作物次期作支援事業、がんばるまちの事業者・農業者支援事業、高校生等応援事業など国の補助金を最大限に活用され、スピーディーに事業を実施されたこと、また、まちづくり総合計画に掲げる4つのまちづくり目標、1、健やかに安心して暮らせるまち、2、便利で快適に過ごせるまち、3、活気にあふれる交流のまち、4、子育てと学びを応援するまちの実現に向け、各種施策を積極的に、かつきめ細やかに実施されたことは評価をいたします。

しかしながら、本町の令和2年度の決算状況を見ますと、歳入総額68億1,535万5,000円、歳出総額は66億2,707万円となり、前年度に比べて歳入は862万5,000円、歳出は1億4,819万8,000円と、歳入歳出のいずれも減少となりました。経常収支比率は、令和元年度に比べ3.2ポイント改善したものの、単年度収支に財政調整基金の積立金を加え、積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は、4,838万4,000円の赤字となりました。

今後、新型コロナウイルス感染症による経済への影響が税収にも反映されることが推測され、また、扶助費、公債費の増加が想定されることから、財政運営については、持続可能な健全財政を目指し、引き続き第6次行政改革大綱を基に、徹底した行財政改革の推進と行政評価の活用により、事務事業の見直し・改善や行政コストの低減に努めていただき、持続可能な行政運営に努力されることを希望いたします。

以上、議員諸侯の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり認定をされました。

次に、日程第10、議案第54号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番（今西利行）　ただいま議題となっております議案第54号、令和2年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、不認定の立場から討論を行います。

国民健康保険加入者は、コロナ禍で厳しい経営を強いられている事業者や低賃金の非正規労働者、失業者、年金生活者などの無職者が多く占めています。そんな中で、令和2年度の国民健康保険税は、基金の繰入れにより医療分は105円の引上げにとどまりましたが、介護分、支援金分は上がり、その結果、1人当たりの保険料は試算では平均で約2,200円の引上げとなったとのことです。また、人間ドック事業や健康対策事業に対する一般会計からの繰入れをなくしたことも問題です。

多くの住民がいずれは国民健康保険加入者となります。保険税を引き上げることなく、命を守る砦としての国民健康保険の役割をしっかりと果たすよう求め、反対討論といたします。

○議長（谷口 整）　これにて討論を終わります。

これより議案第54号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定をされました。

日程第11、議案第55号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番（今西利行）　ただいま議題となっております議案第55号、令和2年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場から討論を行います。

令和2年度の保険料は均等割、所得割とも引き上げられ、単身の場合、年金収入が120万円以下の方で約4,700円、80万円以下では約6,300円という大幅な

負担増となりました。均等割の軽減割合が見直されたことによる引上げの影響も大きく、低所得者を直撃しております。被保険者の多くは年金を主な収入としており、保険料の負担増は後期高齢者の安心とは逆行します。今後も高齢者人口は増加することから、被保険者の負担はさらに増えることとなります。存続すればするほど負担増を強いる本制度は速やかに廃止すべきとの立場から、本決算においても不認定といたします。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり認定をされました。

日程第12、議案第56号、令和2年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第56号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定をされました。

次に、日程第13、議案第57号、令和2年度宇治田原町水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第57号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定をされました。

日程第14、議案第58号、令和2年度宇治田原町下水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第58号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定されました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(谷口 整) 次に、日程第15、意見書第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。議会運営委員会、馬場哉委員長。

○議会運営委員会委員長(馬場 哉) コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)。

中身を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月29日。

宇治田原町議会。

○議長（谷口 整） 提案理由の説明が終わりましたので、意見書第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより本案の採決をいたしたいと思っておりますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

これより意見書第1号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口 整） 次に、日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。本日をもって閉会をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、これをもって令和3年第3回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時15分

○議長（谷口 整） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

西谷町長。

○町長（西谷信夫） 令和3年第3回宇治田原町議会定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月6日から24日間にわたり開催されました今定例会も、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、本会議や委員会にご出席を賜り、慎重な審議を重ねていただき、大変ご苦労さまでございました。おかげをもちまして、令和3年度一般会計補正予算をはじめとする全ての案件につきまして、原案どおりご可決、ご認定、ご同意いただき、誠にありがとうございます。ご可決いただきました補正予算に計上いたしております各事業につきましては、事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご可決いただきました私の自戒処分につきましても、猛省のもと、二度と不正行為が生じないよう、再発防止に全力で取り組んでまいります。

また、今定例会におきましては決算特別委員会を設置していただきまして、浅田晃弘委員長、また榎木憲法副委員長のもとで連日にわたり審査をいただき、令和2年度一般会計をはじめとする6会計決算につきまして、全議案ともご認定を賜り、誠にありがとうございました。審査に当たり、書面審査、現地審査、さらには総括審査を通して貴重なご指摘、ご意見等をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い発出されておりました緊急事態宣言につきましては、感染者数が減少傾向にあることから宣言が解除されることとなりました。緊急事態宣言が解除となりますが、引き続き、気を緩めることなく感染防止対策に取り組むとともに、一日も早いコロナ以前の生活を取り戻せることを切に願うところでございます。

さて、21日に京都府が発表した7月1日時点での地価調査におきまして、京都府内の工業地が前年比2.9%上昇し、都道府県別では3位の伸び率を示しました。2023年度に完成予定の新名神高速道路への期待感から京都府南部は強含みで推移しているところであり、本町の岩山釜井谷の工業地基準値も前年比プラス6.0と大きく上昇いたしました。

ネット通販の好調により物流施設用地への需要は堅調であり、製造業も回復基調にあると発表されておりますことから、新名神高速道路開通のインパクトを逃すことなく、将来の発展を見据えた本町のまちづくりを進めていく必要があります。本議会決算特別委員会におきましてもご答弁させていただきましたように、都市計画道路宇治田原山手線の早期の開通に向け、京都府へも積極的に働きかけるとともに、企業版ふるさと納税についても、賛同いただける企業との調整や営業活動を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

明日9月30日に本町は町制施行65周年を迎えます。新型コロナウイルス感染防止のため規模を大幅に縮小し、記念式典を開催いたします。先人の方々が築かれてきた歴史を礎に、皆と心をつな「百万一心」力を合わせて、30年先、50年先を見据えたまちづくりに力戦奮闘取り組んでまいりたいと考えております。

朝夕も日ごとに冷えてまいりますことから、議員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして、宇治田原町政の発展のためにますますのご活躍を賜りますようお願いを

申し上げますとともに、本年11月25日に教育長及び教育委員の任期がまいりますことから、臨時議会をお願いすることとなりますので、重ねてお願いを申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（谷口 整） 9月定例会の閉会にあたりまして、私からも一言申し上げたいと思います。

今定例会は、前年度決算の審査等により24日間の長丁場でありましたけれども、本日、無事閉会の運びとなり、議員各位、町当局のご協力に感謝を申し上げます。

また、昨年12月に発覚をいたしました官製談合及び加重収賄事件を受け、議会においても重大事件等調査特別委員会を設置し、この間、事件の検証と再発防止策を検討しました結果、報告書にまとめ、9月16日には町長に提出をしたところでございます。町長にあっては、報告内容を真摯に受け止め、係る不祥事を二度と起こさないための再発防止策の策定はもとより、意識改革の徹底を図り、「画竜点睛を欠く」ということにならないように、失われた信頼の回復に努めていただきますことを希求し、閉会のご挨拶とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 藤 本 英 樹